

東京駅から新幹線で所要時間が1時間前後の主な駅

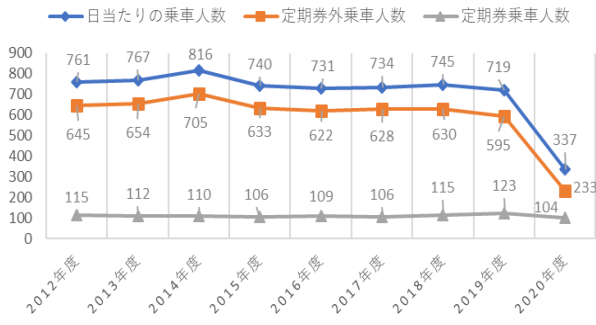
		上毛高原駅	安中榛名駅	佐久平駅	那須塩原駅
所属路線		上越新幹線	北陸新幹線	北陸新幹線と在来線の小海線	東北新幹線と在来線の東北本線
所在地		群馬県みなかみ町	群馬県安中市	長野県佐久市	栃木県那須塩原市
所要時間（最速）		65分	58分	70分	66分
距離		151.6km	123.5km	164.4km	157.8km
ダイヤ数		上り:20本 下り:20本	上り:12本 下り:12本	上り:25本 下り:26本	上り:26本 下り:17本
所在地 市町村人口	2010年国勢調査	21,345人	61,077人	100,552人	117,812人
	2020 "	17,233人	54,962人	98,300人	115,282人
	増減率	▲19.3%	▲10.0%	▲2.2%	▲2.1%
駅名の由来		1971年（昭和46年）に上越新幹線の開通計画が発表され、利根沼田の1市8町村は「奥利根駅」で一本化した。翌1972年（昭和47年）に「月夜野駅」として水上町を除く同意が得られたが、水上町のみ「奥利根駅」を主張し一本化にならなかった。同時期に県議会では「奥利根駅」を採択するなど紆余曲折があった。1982年（昭和56年）に国会議員の中曽根康弘氏の案で「上毛高原駅（仮称）」が報道され、利根沼田以外の自治体が賛成するなどした。昭和57年に「上毛高原駅」が正式に決定された。	「安中榛名」の「安中」は安中市にあることが由来だが、「榛名」は榛名山からである。	佐久盆地の通称、佐久平に由来。当駅設置にあたっては、佐久市と小諸市の間で、駅名について佐久市側が「佐久駅」を、小諸市側が「小諸佐久駅」または「佐久小諸駅」をそれぞれ主張し譲らなかった。最終的に当時の長野県知事に調停を依頼し、「佐久平」という名称とすることで1996年（平成8年）11月決着した。	東北新幹線の建設計画の仮称では新那須駅とされていたが、開業近くになり「塩原」という文字を入れてほしいという動きが出て騒動に発展した。当時の県知事が収拾案として県の統一案「那須塩原」を国鉄に提出し、最終的に当時の東京北鉄道管理局長が1982年（昭和57年）1月に「那須」と「塩原」を合わせた那須塩原駅に決めた。

関連年表

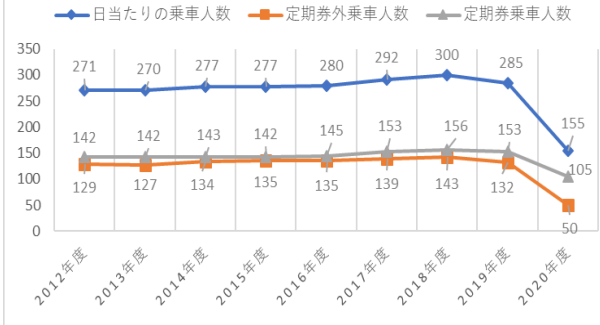
		上毛高原駅		安中榛名駅		佐久平駅		那須塩原駅	
1898	明治31							11月	日本鉄道の東那須野駅として開業
1982	昭和57		11月 上越新幹線開業と同時に開業 利根沼田広域観光センターオープン					6月	東北新幹線が開業、那須塩原駅に改称
1987	昭和62		4月 国鉄分割民営化に伴い、JR東日本の駅となる					4月	国鉄分割民営化に伴い、JR東日本の駅となる
1989	平成元								那須塩原駅西土地区画整理事業開始
1995	平成7					3月	佐久平駅周辺土地区画整理事業開始		
1996	平成8								那須塩原駅北土地区画整理事業開始
1997	平成9			10月	北陸新幹線高崎-長野開業に伴い開業	10月	北陸新幹線高崎-長野開業に伴い開業		
1999	平成11			11月	群馬県と安中市が推進する安中榛名駅前の周辺整備に基づいて、JR東日本が駅前に広がる約48.7haの土地を購入し、新幹線直結型の定住型リゾートシティ「びゅうヴェルジェ安中榛名」の造成工事を開始				
2002	平成15					2月	佐久平駅周辺土地区画整理事業終了（施行面積60.0ha）		
2005	平成17		10月 月夜野町・水上町・新治村3町村の合併によりみなかみ町の誕生					1月	黒磯市、西那須野町・塩原町3市町の合併により那須塩原市の誕生
								6月	那須塩原駅西土地区画整理事業終了（施行面積57.5ha）
2012	平成24	12月	駅名改称が地元からみなかみ町議会に要望される						
2013	平成25							10月	那須塩原駅北土地区画整理事業終了（施行面積44.1ha）
2014	平成26	12月	駅前広場駐車場整備						
2015	平成27			3月	北陸新幹線長野-金沢延伸				
2016	平成28			6月	「びゅうヴェルジェ安中榛名」総区画数は601区画で、およそ13年で完売				
2017	平成29	6月	みなかみユネスコエコパーク登録						
2018	平成30					1月	佐久平駅南土地区画整理事業開始（終了予定2025年、施行面積21.4ha）		
2019	令和元	7月	SDGs未来都市選定						

各駅利用者の利用区分

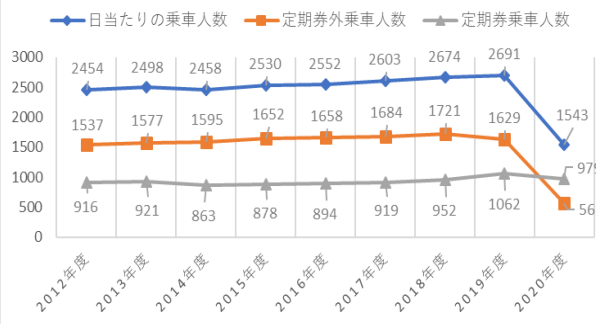
上毛高原駅利用者の利用区分



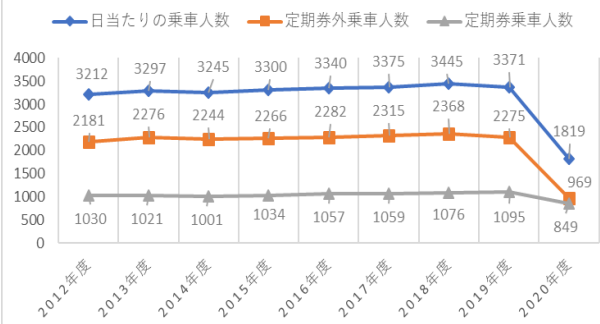
安中榛名駅利用者の利用区分



佐久平駅利用者の利用区分

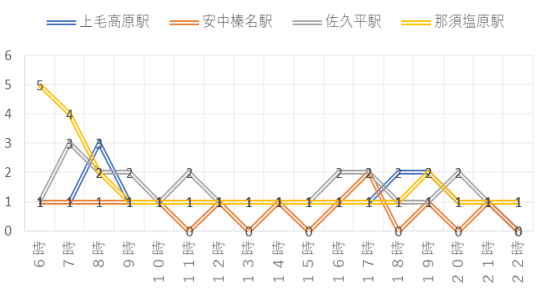


那須塩原駅利用者の利用区分



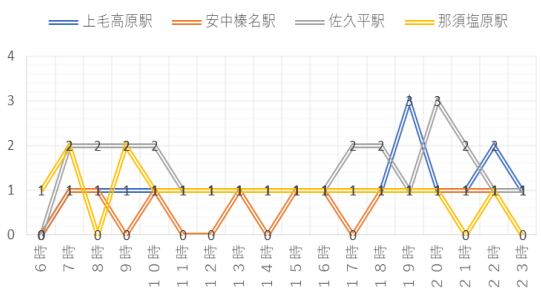
各駅ダイヤ数

ダイヤ数（平日：上り）



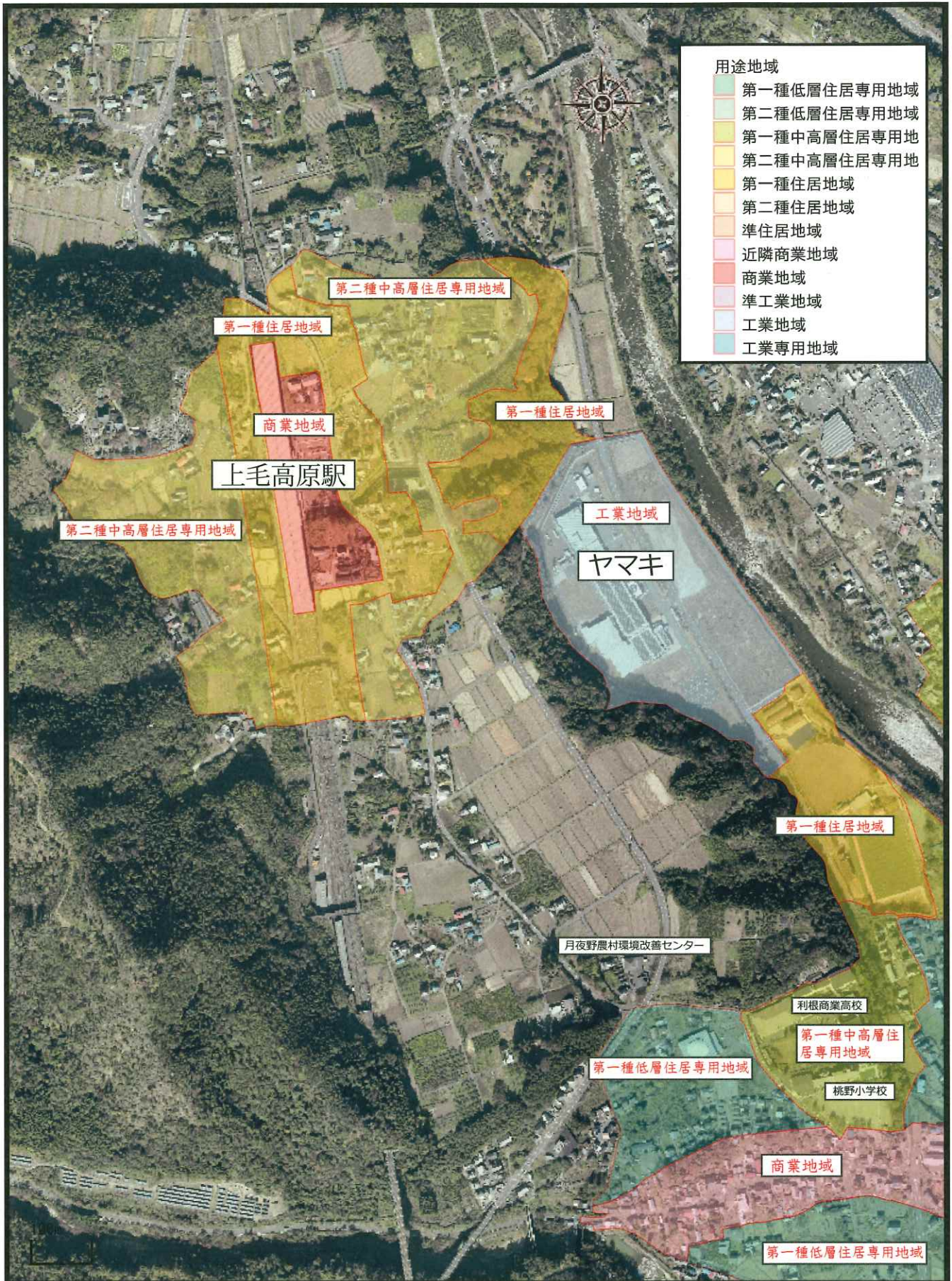
時刻	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	
上毛高原駅	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	0
安中榛名駅	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	1	2	0	1	0	1	0	0
佐久平駅	1	3	2	2	1	2	1	1	1	1	2	2	1	1	2	1	1	1
那須塩原駅	5	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1

ダイヤ数（平日：下り）



時刻	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時
上毛高原駅	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	2	1
安中榛名駅	0	1	1	0	1	0	0	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1
佐久平駅	0	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	1	3	2	1	1
那須塩原駅	1	2	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0

上毛高原駅周辺【都市計画用途区域】



1 / 8,000

注釈：

- ・本図面を利用しても、必ずしも有用であることを保証しない。参考図として利用すること。
- ・本図面を無断で複製・転用することを禁止する。

用途地域別建築物用途規制一覧

用途地域別の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途白地地域 ※1	備考
建てられる用途 建てられない用途 ①、②、③、④、▲面積、階数等の制限あり													
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び玩具屋等のサービス業用店舗のみ、2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、頒授代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ、2階以下。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	④	
店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの(大規模集客施設※2)							○	○					
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
ボート場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下 ※3	
カラオケボックス等					▲	▲	○	○	▲	▲	▲	▲10,000㎡以下	
マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所・場外車券売場等					▲	▲	○	○	▲	▲	▲	▲10,000㎡以下	
劇場、映画館、演芸場、観覧場						▲	○	○				▲10,000㎡以下、客席200㎡	
キャバレー、個室付き浴場等									○	▲	○	○個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)			▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下2階以下
	建築物付属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	①600㎡以下1階以下
	①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	一団地の敷地内について別に制限あり											
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下			▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	②	○	○	原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								②	②	○	○	作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場									○	○	○	①50㎡以下②150㎡以下
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場										○	○	
自動車修理工場					①	①	②	③	③	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設					①	②	○	○	○	○	○	
	量が少ない施設								○	○	○	○	①1,500㎡以下2階以下
	量がやや多い施設									○	○	○	②3,000㎡以下
	量が多い施設										○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては原則として都市計画決定が必要												

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

※1 用途白地地域 : 用途地域の指定のない区域(市街化調整区域を除く)

※2 大規模集客施設 : 床面積10,000㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等

※3 客席のあるものは観覧場として扱う